

趣旨説明

副代表幹事 白井 孝一

本日の大会のテーマは、「犯罪被害者庁の創設を求めて」ということです。私たちは創立大会決議の第6決議において、そのことを求めております。今日の大会ではその実現にむけて更に議論を深めたいと思います。

【創立大会決議後の経過と改正点】

その前に、創立大会決議後の経過とどの点がどのように実現したのかそれを報告します。

1 2022年3月26日創立大会の決議（7項目）

- (1) 損害賠償債権の国による立替払等の制度の創設
- (2) 損害賠償請求訴訟を起こせない場合の損害賠償請求権の国による買取り制度の創設
- (3) 治療費、交通費、介護費、介護用品・義足義手、自宅改造費などの現物給付制度の創設
- (4) 犯罪被害者等カードの発行により、カードの提示によって現物給付など全ての支援を受けられる制度の創設
- (5) 犯罪被害者等に寄り添い長期にわたる相談に応ずる人的制度の創設
- (6) 犯罪被害者庁の創設
- (7) 当面200億円規模の予算の確保

2 迅速な国会議員の先生方の動き

この大会決議に基づく私達の要請を受け、国会議員の先生方は非常に迅速に対応してくださいました。

- (1) 2022年5月16日 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟結成
『犯罪被害者等施策の抜本的強化を求める緊急提言』
内閣総理大臣ほか 宛て、3項目の提言
- (2) 2022年12月21日 新あすの会 要望書提出
自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT 宛て
- (3) 2023年4月25日
自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT
『犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言』
犯給制度の抜本的強化ほか3項目
- (4) 2023年6月6日 犯罪被害者等施策推進会議決定
『犯罪被害者等施策の一層の推進について』

- ①犯給制度の抜本的強化
- ②犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
- ③国における司令塔機能の強化
- ④地方における途切れない支援の提供体制の強化
- ⑤犯罪被害者等のための制度の拡充等

3 有識者検討会での検討と改正点の提言

上記の推進会議の決定に基づいて、これを検討する2つの有識者検討会が設置されました。

- (1) 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会
 - (2) 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会
- 新あすの会としては、假谷副代表幹事が、(1)の検討会へは有識者として、(2)の検討会へはオブザーバーとして参加し、新あすの会の弁護団が随行員として参加しました。

2つの検討会は、有識者の方々が大変熱心に議論を尽くしてくださいました。そして、司令塔として検討会の事務局的役割をになった警察庁の方々は、現状の犯罪被害者施策の詳しい調査資料の作成を始め、検討会での議論を忠実に反映した最終的な提言の作成に貢献してくださいました。

その結果、

- (1) 犯給制度の強化では、
 - ①遺族給付金で、最低給付額の一律引き上げおよび遺族自身の被害を加味した加算
 - ②障害給付金で、給付基礎額の最低額の引き上げ
 - ③重傷病給付金、の休業加算の引き上げ
 などが改正されることになりました。
遺族給付金の最低額では、320万円から1,060万円に引き上げられます。(添付資料参照)

(2) 地方における支援提供体制の強化では、
全ての都道府県に、専門の犯罪被害者支援コーディネーターを設置し、犯罪被害が発生したときには、そのコーディネーターの指導のもとに、関係する機関や団体および専門家などが調整会議を開き、被害者が最も必要とするニーズにワンストップで応ずる体制を設置することが提言されました。

被害者が直に接するのは市町の犯罪被害者担当の窓口ですが、その市町においてもワンストップの方式により、被害者にとって一番必要な支援に的確に迅速に

到達できるように、コーディネーターがアドバイスできるようにします。そして、なによりも、たらい回しや無理解などにより、被害者に二次被害が生ずることがないように、常に被害者の視点にたった指導をします。(添付資料参照)

4 7項目の大会決議の実現について

残念ながら、大会決議で創設を求めた項目については、直接これに応える提言はなされませんでした。

しかし、次の点では重要な指摘がなされました。

(1) 損害賠償賠償の立替制度などについて

検討会では熱心な議論をしてくださいました。

その結果、このような制度の創設が絶対に不可能である、という結論にはならず、今後の検討課題とされたことです。

検討課題の一つは、理論的根拠の問題です。

損害賠償を支払う責任は加害者にある。なぜ国が立替払いをしなければならないのか、その法的根拠が明確でない。ということです。

たしかに、現行の日本の法律を前提に考えるかぎり、その理論的根拠を示すことはなかなか困難でしょう。

それで、私は思い出しました。いまでは当たり前のようになった刑事裁判での被害者参加制度について、一番最初に岡村先生と研究会を始めたときは、日本の法律制度のもとでは、無理である、不可能であるという議論ばかりでした。

それで岡村先生を中心に、いったん日本の法律という狭い見方からはなれて、もっと根本的に刑事裁判は何のためにあるのか、加害者と被害者は刑事裁判ではどんな関係になるのかなど、その根本から検討を始めたのです。

そして、ヨーロッパの制度を直接調査し、日本の刑事裁判制度が決して絶対的な動かしがたいものではない、ということに確信を持ったのです。

私は、損害賠償の国による立替制度についても、視野を広くもって根本的な研究を深めれば、かならず理論的な根拠を示すことができると確信しています。

もう一つの論点は、ほかの公的制度での給付金額とくらべて著しく高額となり、国民の理解が得られない、という問題です。

たしかに、これも大事な指摘だとおもいます。

では、比較の対象となる他の公的給付制度を考える場合に、人が人に対して意図的に攻撃を加えることによって発生する被害を対象とした公的給付制度というものは犯罪被害以外にあるのでしょうか。

他の公的給付と比較する場合に考えなければならぬ、犯罪被害の特質を今後深く研究する必要があるとおもいます。

(2) 第3決議治療費等の現物支給について

今回の検討会では、直接の提言はありませんが、これについては、市町の条例の制定が全国的に広がっており、その中では、市町が費用を支援するところも出てきています。

(3) 第4決議犯罪被害者等カードの創設について

犯罪被害者等施策の全体を一元的に統括する機関のない現状では、犯罪被害者等カードによって全ての制度を利用しうる方法については、なかなか困難ではないかと思えます。一元的に統括する機関が必要です。

(4) 第5決議 長期間にわたり寄り添って相談に乗ってくれる人的な組織の創設について

事件後のワンストップ支援をするコーディネーターについては前述のように提言がありました。

しかし、被害者の苦しみや悩みは刑事裁判がおわったあとも何年も続きます。

岡村先生がなぜこの決議のことを強く求めるのか、私は思い出します。岡村先生と研究会を始めたばかりのころ、岡村先生は、全国の被害者からかかってくる相談の電話に丁寧に応じていました。

時には深夜遅くかかってくることもあり、また何時間もその苦しみを聞く場合もあったそうです。その電話によって救われた被害者の方々は数えきれません。

このようにいう私自身も救われたひとりです。息子を交通事故で失った後、しばらくしてから私の妻は、毎日のように息子のことを思い出しては、苦しむようになりました。何ヶ月たってもなおりません。それで私は思いあまって、妻とともに岡村先生のご自宅を訪ね、妻の苦しみを聞いていただきました。何時間もかけて聞いてくださったのです。ようやく妻の心は落ち着きをとりもどしました。

寄り添って相談に乗ってくれる人を全国に、そしていつでも気軽に被害者が声をきいてもらえるように、という第5決議はこのようなことです。

(5) 第6決議、第7決議は今日のテーマです。

【犯罪被害者庁の設置について】

(1) 岡村先生は発起人代表挨拶の中で次のように述べ

ています。

「第1ないし第5の業務を遂行するためには、犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、統括する機能を持つ一元的な犯罪被害者のための組織が不可欠であるから、専ら犯罪被害者に関する業務を行う組織として被害者庁を設置していただきたい。」

- ・損害賠償の立替等に関する第1、第2決議にあわせて、
- ・治療費等の現物給付制度を求める第3決議
- ・犯罪被害者カードの発行による、被害者の精神的負担を軽減し現物給付制度を実行あるものとする制度の創設を求める第4決議
- ・精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者に長期にわたり寄り添ってくれる人的組織の創設を求める第5決議。

これら全てを総合的に統括し専ら犯罪被害者支援業務を行う機関として被害者庁の設置が必要不可欠であるということです。

(2) 現在の制度について

基本法に基づいて、内閣府に犯罪被害者施策推進会議が設置され内閣総理大臣が会長となっています。その下に専門家会議が設けられ、ここで基本計画が作られ、その運営について検証しています。そして、実際の司令塔的な役割は国家公安委員会・警察庁が果たしています。

基本計画策定や運営の事務的役割を警察庁が、そして関係省庁連絡会議の議長を国家公安委員長が担当し、その下で基本計画が第1次～第4次まで策定され運営されてきました。

しかし、基本計画の被害者施策項目は、犯罪被害者支援に特化した施策のみならず、各省庁や自治体等における一般的な諸施策を犯罪被害者の被害に配慮した運用施策もあり、その項目は250項目を超えるものとなっています。

これらについて、司令塔的役割とはいっても、各施策の実施に公安委員会や警察庁が、直接に統括する行政的権限を有している制度とはなっているわけではありません。

犯罪被害者等が被害から回復し再び平穏な生活を営むことができるまでの長期かつ総合的な支援を目的とするこれらの施策のほとんどは国の行政作用としては福祉的な積極行政に属するものです。これに引き換え、法秩序の違反者・加害者の適正な処罰と国民の安全の確保を本来の行政とする国家公安委員会・警察庁が250項目以上にも及ぶ犯罪被害者等施策について、直接に行政的権限をもつ司令塔となることは法的にみ

てもかなり無理があるように思います。

- (3) 基本法が制定されてから20年、基本計画も第4次5か年計画が実施されている今日

「犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、統括する機能を持つ一元的な犯罪被害者のための業務を専門的に行う行政機関」

即ち、犯罪被害者庁を設置する時期に来ているものと考えます。

- (4) つい最近設置された「こども家庭庁」

この新しい庁は子ども基本法に基づいて総理大臣直属の機関として内閣府の外局として設置されています。

こどもの権利利益の擁護と、こどもと家庭の福祉増進・保健の向上等の施策を一元的に担当し、こどものための縦割り行政を克服してChildren Firstを実現するとしています。

そのために国務大臣たるこども家庭庁長官は関係各省大臣に対する勧告権限等を有するようになるとのことです。

そして大切なことは、このこども家庭庁ができたことにより、こども基本法に基づくこども家庭庁独自の予算として、3.6兆円もの予算が予定されていることが公表されています。

この独自の予算の確保ということは非常に大事だと思います。

- (5) 犯罪被害者庁ができることによって、

- ・損害賠償金の立替等の制度などの経済的補償に関する事項
- ・治療費／介護費等の現物支給制度
- ・犯罪被害者カードの発行制度
- ・長期的で被害者に寄り添った人的組織

などを創設しやすくなり、現状の基本計画の各施策についても縦割りによる被害者への負担を軽減することができるようになります。

そして重要なことは、犯罪被害者庁として、しっかりと独自の予算措置を講ずることが可能となってきます。

今日のパネルディスカッションでは、是非ともいろいろな立場から犯罪被害者庁の実現にむけて検討を深めていただきたいと存じます。

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）

開催状況

【検討課題】

民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ（R5.6.6犯罪被害者等施策推進会議決定の1）

【議論の経過】

- 令和5年8月から令和6年4月までの間に計10回開催
- 関係省庁からの説明聴取、民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング
- ①現行制度の性格を前提とした早期の見直し事項
- ②現行制度にとらわれないこととなく、制度の性格を含めて議論すべき事柄に分けて議論を実施

構成員

太田 達也
 假谷 実
 川崎 友巳
 島村 暁代
 ◎滝沢 誠
 正木 靖子

慶應義塾大学法学部教授
 犯罪被害者遺族
 同志社大学法学部教授
 立教大学法学部教授
 中央大学大学院法務研究科教授
 弁護士

（オプザーバー省庁）
 法務省、厚生労働省、国土交通省

※敬称略、五十音順、◎：座長

犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

早期に解消すべき課題

- ① 幼い子ども等も等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない
- ② 残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

提言

現行制度の性格を前提に、以下の3点を早期に実現すべき

- I. 遺族給付金の支給最低額の一括引上げ
- II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額
- III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一括引上げ

提言に基づき、速やかに犯罪被害給付制度の見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるべき

残された課題

算定式の更なる見直しについて

- 犯罪被害の実態を踏まえて、他の公的給付等制度にとらわれない独自の算定をすべきではないか
- 財源、給付の性質等の観点から、公的給付制度間の均衡を崩してしまうことにならないか

「立替払」について

- 国が損害賠償額を立て替えて支払い、加害者に求償すべきではないか
- 加害者に一義的責任がある中で、立て替えとはいえ、国が損害賠償額を支払うことをどう根拠付けるのか

損害回復・経済的支援の在り方について

- 犯罪被害からの回復を考えると、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 慰謝料の算定方法などを踏まえると、経済的支援を考えると、民事上の損害をそのまま参照して良いのか
- 一般の社会保障制度も含めた制度全体の中での位置付けや、国、地方公共団体等による様々な支援施策を全体として考える必要

財源について

- 財政的支出を伴う制度である以上、財源の検討は必要不可欠
- 国民負担と給付水準に関する国の在り方の議論に関わる
- ※ 一般財源のほか、罰金の活用、有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課、保険料等の徴収等のアイデアも挙げられているが、いずれも課題がある。

過去に犯罪被害を受けた方について

- 寄り添い支援や、様々な支援制度を全体として活用していくべき

加害者の責任履行も含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、様々な視点から検討が必要

提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要

見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一斉引上げ

現行制度の課題①

幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない

見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】 現行の最低額 3,200円 ⇒ 6,400円に引上げ
【障害給付基礎額】 現行の最低額 3,600円 ⇒ 5,900円に引上げ
【休業加算基礎額】 現行の最低額 2,200円 ⇒ 3,200円に引上げ

見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算（4,200円）を新設

$$\text{遺族給付金} = (\text{通常の遺族給付基礎額}^{(*)} + 4,200\text{円}) \times \text{倍数}$$

(最低額が6,400円に引上げ) (新設する加算額)
(見直しポイント①関係) (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合

- 犯罪被害者： 男性（6歳、小学生）
- 遺族： 父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳）
- 受給遺族： 父母

現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (3,200円)} \times \text{倍数 (1,000倍)} = 320\text{万円}$$

- ※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用
- ※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がない場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (6,400円)} + 4,200\text{円} \times \text{倍数 (1,000倍)} = 1,060\text{万円}$$

- ※3 引上げ後の最低額が適用（見直しポイント①）
- ※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合（320万円）等についても、1,000万円を超える支給が可能に

モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合

- 犯罪被害者： 男性（55歳、会社員、年収550万円）
- 遺族： 妻（52歳）、息子（17歳）
- 受給遺族： 妻（配偶者）

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額（詰まって支給する現金給与額）が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円

※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} \times \text{倍数 (2,010倍)} = 2,120\text{万1,365円}$$

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} + 4,200\text{円} \times \text{倍数 (2,010倍)} = 2,964\text{万3,365円}$$

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ (概要)

開催経過・構成員

(開催経過)

令和5年9月(第1回)～令和6年4月(第8回)

(有識者) ※敬称略・五十音順、◎：座長

◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授

大田 達也 慶應義塾大学法学部教授

武 和り子 犯罪被害者遺族

野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授

前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授

和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(関係府省庁) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省

法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局) 警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施

- ・ 地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
- ・ 民間被害者支援団体への情報提供 ・ 地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進

多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進

生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握

ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援

初期から中長期にわたる支援

【その他の関係機関・団体】

(共通)

- ・ 多機関ワンストップサービスに参画
- ・ 犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

○ 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

・ 条例制定・計画策定の促進

→ 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の情報提供の充実

・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

→ 方策：連携強化等に関する好事例、先進的取組の紹介

○ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

・ 多機関ワンストップサービスの在り方 (右図参照)

・ 機関内ワンストップサービスの在り方

→ 方策：地方公共団体職員向け研修の実施・研修素材の提供

・ コーディネーター向け専門的研修の実施

・ 地方公共団体アドバイザーの配置・運用

・ 専門的知見・ノウハウの活用

・ 手引きの作成・提供

・ ワンストップサービス実現のための援助の検討

第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

○ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化

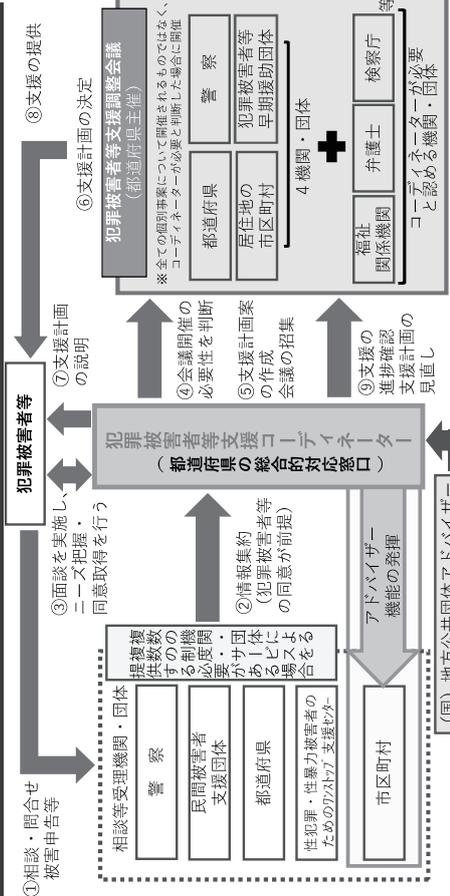
・ 既存の各種制度・サービスの活用

・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化

→ 方策：提供する機関・団体間の連携強化、制度・サービスの継続的な周知

・ 特化制度・サービスの導入検討に資する情報の集約・提供

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み (例)



○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進

・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上

→ 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等手続のオンライン化

・ 犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実

・ オンライン面談等の活用

・ 支援者向けのポータルサイトの開設

・ 支援者向け研修におけるオンラインの活用